

引き続き お知らせ

『ごみのポイ捨て』について
のアンケート調査のお礼

市では広報6月号で『ごみのポイ捨て』についてのアンケート調査を実施しました。アンケートにご協力いただいた皆さま、ありがとうございます。意見は、今後の環境美化行政に役立ててまいります。

アンケートの調査結果は、市庁舎本館総務課（情報公開総合窓口）、各総合支所総務課、市のホームページで閲覧することができます。

■問合せ

市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係（内線2452）

ごみの不法投棄・野外焼却は絶対やめましょう

【しない、させない不法投棄】不法投棄とは、他人や公共の土地だけでなく、自分の所有地や借地なども含め、あらゆる場所に投棄する行為を指します。

手間や処理費用がかかるなどの理由で、ごみを山林や河

川などに安易に捨てる事例が後を絶ちません。

不法投棄は重大な犯罪であり、土壌や地下水などの汚染原因となる場合があります。

■不法投棄は犯罪です
違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその併科に処せられることがあります。法人の場合は1億円以下の罰金に処せられることがあります。

■発見者は関係機関へ連絡を
不法投棄を発見した方は、市役所、保健所、警察署等の関係機関へご連絡ください。

■未然に防ぐ環境づくりを
不法投棄の行為者が不明の場合、ごみの撤去や処分は、その土地の管理者が行わなければなりません。

土地の管理者はフェンスやチェーン、不法投棄の禁止看板などを設置するなどして、未然に不法投棄を防止してください。また、雑草が繁茂している、不法投棄を誘発するだけでなく、病害虫の発生源となる場合がありますので、自分の土地は十分に管理してください。

【ごみの野外焼却は禁止されています】
ごみの野外焼却（野焼き）は、ばい煙によって近隣の人

に迷惑をかける元となるだけでなく、野焼きの延焼と思われる火災も発生しています。特にビニールやプラスチックなどを焼却すると、ダイオキシンなどの有害物質が多く発生しますので、絶対に燃やさないでください。

古紙類やペットボトルなどの資源ごみは燃やさずに、リサイクルにご協力ください。 ※基準を満たさない小型（簡易）焼却炉やドラム缶での焼却も禁止されています。 ※違反すると、不法投棄と同様の罰則に処せられることがあります。

【問合せ】
○市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係（内線2452）
○東予総合支所市民生活課 生活環境係（内線155）
○丹原総合支所市民生活課 生活環境係（内線209）
○小松総合支所市民生活課 生活環境係（内線132）

は、ばい煙によって近隣の人に迷惑をかける元となるだけでなく、野焼きの延焼と思われる火災も発生しています。特にビニールやプラスチックなどを焼却すると、ダイオキシンなどの有害物質が多く発生しますので、絶対に燃やさないでください。



▲笹ヶ峰林道（藤之石）で発見された不法投棄ごみ。

▼西条市の災害復旧状況をお知らせします▼

■災害復旧工事の進捗状況（件数）

（平成18年8月1日現在）

区分	道路	河川	農林	公園	その他	合計	
完了工事	市	193	104	646	14	12	969
	県	86	117				203
工事中	市	9	1	3			13
	県	5	11				16
発注予定							0
合計	293	233	649	14	12	1,201	

■主要な災害復旧工事の進捗状況

（平成18年8月1日現在）

区分	復旧個所（該当地区）	件数	進捗率	着手年月
道路（市工事）	市道武丈丸野線（武丈～丸野）	9件	60%	平成17年4月
道路（県工事）	国道194号（中野～藤之石）	16件	95%	平成17年3月
	西条久万線（中野～西之川）	40件	95%	平成17年3月
河川（県工事）	早川（西早川）	2件	98%	平成17年3月
	市之川（市之川、津越）	8件	75%	平成17年3月 平成18年5月

■総件数・進捗率 市工事：982件・97% 県工事：219件・97%

■問合せ 市庁舎本館災害復旧対策室 内線5843



子どもたちの世代は、必ず南海地震に遭遇すると考えなくてはなりません。

災害から身を守るため、大事なことを絵や標語で伝え、記憶に残すことが、子どもたちの命を救うことになります。

そこで女性消防団では、小学生向けの「防災ジャンボかるた」を作成し、貸し出しを行っています。防災訓練や各種事業などで、ぜひご利用ください。

■問合せ 消防本部総務課
消防団係 TEL0897-56-0250